函館市訪問型サービス・活動Ａの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　指定事業者による訪問型サービス・活動Ａの事業
第１節　基本方針（第６条）
第２節　人員に関する基準（第７条～第９条）
第３節　設備に関する基準（第１０条）
第４節　運営に関する基準（第１１条～第４１条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条～第４４条）
第３章　雑則（第４５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の５第１項（法第１１５条の４５の６において準用する場合を含む。）の規定に基づき，指定事業者による第１号訪問事業のうち，訪問型サービス・活動Ａの事業の人員，設備および運営ならびに指定事業者による訪問型サービス・活動Ａの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに指定事業者の指定に関する要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は，次項に定めるもののほか，法の例による。

２　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問型サービス・活動Ａ　第１号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４０条の６３の６第１号ハに規定する第１号事業に係る基準として，当該第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスをいう。

(2) 指定事業者　法第１１５条の４５の３第１項に規定する市長が指定する者をいう。

(3) 基準該当状態　施行規則第１４０条の６２の４第２項に規定する厚生労働省が定める基準に該当する心身の状態をいう。

(4) 第１号事業支給費　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業に要した費用をいう。

(5) 第１号事業支給費の額　法第１１５条の４５の３第２項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額をいう。

(6) 法廷代理受領サービス　法第１１５条の４５の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費に係る指定事業者による訪問型サービス・活動Ａをいう。

(7) 常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定事業者による訪問型サービス・活動Ａの事業の一般原則）

第３条　指定事業者は，利用者の意思および人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの事業を運営するに当たっては地域との結び付きを重視し，市，他の指定事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の

措置を講じなければならない。

４　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（指定事業者の指定に関する要件）

第４条　指定事業者の指定に関する要件は，法人とする。

（指定の更新）

第５条　指定事業者の指定は，６年ごとにその更新を受けなければ，その期間の経過によって，その効力を失う。

第２章　指定事業者による訪問型サービス・活動Ａの事業

第１節　基本方針

第６条　指定事業者による訪問型サービス・活動Ａの事業は，その利用者が可能な限りその居宅において，要支援状態または基準該当状態の維持もしくは改善を図り，または要介護状態となることを予防し，自立した日常生活を営むことができるよう，調理，洗濯，掃除等の生活援助を行うことにより，利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第７条　訪問型サービス・活動Ａの事業を行う指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービス・活動Ａ事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービス・活動Ａの提供に当たる介護福祉士，法第８条第２項　に規定する政令で定める者または市長が別に定める研修の修了者をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）の員数は，当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに，従事者のう

ち，利用者の数が４０またはその端数を増すごとに常勤換算方法で，１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　前項の利用者の数は，前３月の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

（管理者）

第８条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに専らその職務に

従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，訪問型サービス・活動Ａ事業所の管理上支障がない場合は，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

（従事者または管理者の要件）

第９条　従事者または管理者のいずれかは，介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員，設備，及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第５条第４項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

第３節　設備に関する基準

第10条　訪問型サービス・活動Ａ事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか，訪問型サービス・活動Ａの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第11条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者またはその家族に対し，第２８条に規定する重要事項に関する規程の概要，従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交

付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定事業者は，利用申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第５項で定めるところにより，当該利用申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定事業者は，当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア　指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し，当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては，指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第45条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は，利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定事業者は，第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者またはその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し，文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第２項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定事業者は，当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者またはその家族に対し，第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条　指定事業者は，正当な理由なく訪問型サービス・活動Ａの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条　指定事業者は，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービス・活動Ａを提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡，適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要支援認定または基準該当状態の判断の有無および有効期間を確かめるものとする。

２　指定事業者は，前項の被保険者証に，法第１１５条の３第２項の定する認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，訪問型サービス・活動Ａを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第15条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供の開始に際し，要支援認定または基準該当状態の判断を受けていない利用申込者については，要支援認定の申請または基準該当状態の判断（以下「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し，要支援認定の申請等が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定事業者は，介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは，要支援認定の更新の申請にあっては，遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前に，基準該当状態の判断の更新の手続きにあっては，遅くとも当該利用者が受けている基準該当状態の判断の有効期間が終了する前日にはなされるよう，必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センターとの連携）

第17条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａを提供するに当たっては，地域包括支援センターその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供の終了に際しては，利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費の支給を受けるための援助）

第18条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供の開始に際し，当該利用申込者またはその家族に対し，介護予防サービス計画または第１号介護予防支援事業において利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により，第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること，地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第19条　指定事業者は，介護予防・支援サービス計画が作成されている場合は，当該介護予防サービス・支援計画に沿った訪問型サービス・活動Ａを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画等の変更の援助）

第20条　指定事業者は，利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は，当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第21条　指定事業者は，従事者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａを提供した際には，当該訪問型サービス・活動Ａの提供日および内容，当該訪問型サービス・活動Ａについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を，利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａを提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第23条　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当する訪問型サービス・活動Ａを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該訪問型サービス・活動Ａに係る第１号事業支給費用基準額の提供に要した額から当該指定事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス・活動Ａを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，訪問型サービス・活動Ａに係る第１号事業支給費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービス・活動Ａを行う場合は，それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定事業者は，前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者またはその家族に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第24条　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス・活動Ａに係る利用料の支払を受けた場合は，提供した訪問型サ

ービス・活動Ａの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第25条　指定事業者は，従事者に，その同居の家族である利用者に対する訪問型サービス・活動Ａの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第26条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービス・活動Ａの利用に関する指示に従わないことにより，要支援状態または基準該当状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第１号事業費の支給を受け，または受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第27条　従事者は，現に訪問型サービス・活動Ａの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者およびサービス提供責任者の責務）

第28条　訪問型サービス・活動Ａ事業所の管理者は，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所の従業者および業務の管理を，一元的に行わなければならない。

２　訪問型サービス・活動Ａ事業所の管理者は，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第７条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節および次節において同じ。）は，次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービス・活動Ａの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2)の２ 地域包括支援センターに対し，訪問型サービス・活動Ａの提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身の状態および生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等により，地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 従事者（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し，介護予防サービス・支援計画に基づく援助目標および援助内容を指示するとともに，利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 従事者の業務の実施状況を把握すること。

(6) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 従事者に対する研修，技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第29条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

(2) 従業者の職種，員数および職務の内容

(3) 営業日および営業時間

(4) 訪問型サービス・活動Ａの内容および利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

（生活援助の総合的な提供）

第30条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの事業の運営に当たっては，調理，洗濯，掃除等の生活援助を常に総合的に提供するものと

し，生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第31条　指定事業者は，利用者に対し適切な訪問型サービス・活動Ａを提供できるよう，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに，従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所の従事者によって訪問型サービス・活動Ａを提供しなければならない。

３　指定事業者は，従事者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定事業者は，適切な訪問型サービス・活動Ａの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第31条の２　指定事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する訪問型サービス・活動Ａの提供を継続的に実施するための，および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，従事者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第32条　指定事業者は，従事者の清潔の保持および健康状態について，必要な管理を行わなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所の設備および備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。

３　指定事業者は，当該訪問型サービス・活動Ａ事業所において感染症が発生し，またはまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所において，従事者に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第33条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所の見やすい場所に，第２８条に規定する重要事項に関する規程の概要，従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定事業者は，重要事項を記載した書面を当該訪問型サービス・活動Ａ事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第34条　訪問型サービス・活動Ａ事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者またはその家族の

秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

３　指定事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第35条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第35条の２　指定事業者は，介護予防サービス・支援計画の作成または変更に関し，地域包括支援センター等に対して，利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域包括支援センターに対する利益供与の禁止）

第36条　指定事業者は，地域包括支援センターまたはその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第37条　指定事業者は，提供した訪問型サービス・活動Ａに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第38条　指定事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した訪問型サービス・活動Ａに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービス・活動Ａを提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービス・活動Ａの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第39条　指定事業者は，利用者に対する訪問型サービス・活動Ａの提供により事故が発生した場合は，市，当該利用者の家族，当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

３　指定事業者は，利用者に対する訪問型サービス・活動Ａの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第39条の２　指定事業者は，虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービス・活動Ａ事業所において，従事者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第40条　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａ事業所ごとに経理を区分するとともに，訪問型サービス・活動Ａの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第41条　指定事業者は，従業者，設備，備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定事業者は，利用者に対する訪問型サービス・活動Ａの提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1) 第２２条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第４３条第４号の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第２６条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第３７条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第３９条第２項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（訪問型サービス・活動Ａの基本取扱方針）

第42条　訪問型サービス・活動Ａは，利用者の介護予防に資するよう，介護予防サービス・支援計画に基づき，計画的に行われなければならない。

２　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供に当たり，利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

３　指定事業者は，利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

４　指定事業者は，訪問型サービス・活動Ａの提供に当たり，利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければ

ならない。

（訪問型サービス・活動Ａの具体的取扱方針）

第43条　従事者の行う訪問型サービス・活動Ａの方針は，第６条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，主治の医師または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により，利用者の心身の状況，その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者またはその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

（訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっての留意点）

第44条　訪問型サービス・活動Ａの提供に当たっては，介護予防の効果を最大限高める観点から，次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定事業者は，サービスの提供に当たり，介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。）または第１号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題，訪問型サービス・活動Ａの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ，

効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定事業者は，自立支援の観点から，利用者が，可能な限り，自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに，利用者の家族，地域の住民による自主的な取組等による支援，他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第45条　指定事業者および訪問型サービス・活動Ａの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この要綱の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第１１条および次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　指定事業者および訪問型サービス・活動Ａの提供に当たる者は，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この要綱の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は，平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第２条　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間，改正後の第３条第３項および第３９条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるように努めなければ」とし，改正後の第２９条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定に係る経過措置）

第３条　施行日から令和６年３月３１日までの間，改正後の第３１条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第４条　施行日から令和６年３月３１日までの間，改正後の第３２条の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第２条　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間，第３３条第３項の規定の適用については，これらの規定中「指定事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」

とあるのは「削除」とする。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和７年８月１日から施行する。